粗大でみ収集の予約はインターネットからもったがります

電話窓口が混み合い、なかなかつながらない。その場合、粗大ごみ受付センターではインタ ネット窓口からもお手軽にご予約できます。

市公式ウェブサイトのトップページ(http://www.city.ama.aichi.jp/)を検索、表示し、「粗大ごみ受付セン ター」のアイコンをクリックしてください。



インターネット予約画面に移動します。

予約の操作が終わると、仮受付の完了です。 受付番号が表示されますので、メモなどで控え てください。

電話予約の受付時間内に予約完了メールが 届きますので、その時点で正式受付となり、あ わせて収集日もお知らせします。

※電話予約と同様、出し方のルールを守ってく ださい。

問合先 **☎**444·3132 環境衛生課

日時 生後6か月から小学校6年生

场所 美和公民館 午前10時~11時45 45

8月19日(月)

分

登録説明会

近域の方にお願いしてみませんか 頼会員を募集します 育てのお手伝い 時 預 いかり)を してほ (お子さん しし \mathcal{O} 方 送

合先

あま市・

大治町·

広域ファミ

ト・センター

-事務局

て送信してください。

子育で応援

ファミリー・サポート・

センター

は

名 講

煎

月 齢

年齢

を記入し

受

 \Box 本 申

託児の有無(有りの場合



メー

名

説

明

申

必要です。 は開催

みし、

文に 込

氏

電

話 番

甚目寺庁舎に 手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時~正午、午後1時~4時 木曜日 午前9時~正午

※上記以外の曜日、または甚目 寺庁舎以外でのご利用につき ましては、お問い合わせください。

問合先 社会福祉課

☎444⋅3135 FAX443·3555

Shogai@city.ama.lg.jp





定員有り)。

託児ご利用を希望の-

要予約、

の り ます

日1週間前までに申込み

が

申込 定員 説明会の無料託児があ か月から未就学児まで、 またはメール 説明会の3日前までに電

登 事務局へお電話ください。のお子さんがいる方も仮登録可能。 妊 勤 都合がつかない場合は事務局へお 録説明会への参加が必要で 婦 さ たは生後6か月

ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp

甚目寺庁舎子育て支援課内) FAX 462.0160 462.0150

ま

た て

治 子

在 が 住い

も

しく

は 垆

る

あ

ま

ま

はの

大お

町内が

の申込みについて 伊福・秋竹小学校放課後子ども教室

設します。 10月から放課後子ども教室を新

実施日・時間 2月までの月曜日のうち、 回(午後3時~5時) 10月から令和2年 年 10

秋竹小学校に在籍する

内 容 れ合い、体験活動等を行います。 異学年間の交流、地域の方との触 得て、放課後に工作・レクリエー ション等のプログラムを行います。 保護者や地域の方等の参画

各校40人

参加費 年額2,000円

児童の帰宅方法 徒歩か自転車によ 大人のお迎えが必要です。 る保護者、またはそれに代わる 傷害保険料や活動での教材費分)

みできません。

※放課後児童クラブ登録者は申込

仮受付 申込については左記のとおり

受付場所 ー、子育て支援課(甚目寺庁舎) 15分(土・日曜・祝休日を除く) までの午前8時3分から午後5時 8月5日側から13日火 七宝市民サービスセンタ

定員を超えた場合

催します。 その後、9月上旬に登録説明会を開 ます。当選者には8月下旬に申請書 を、補欠者には通知書を送付します。 番号を市公式ウェブサイトに掲載し 抽選を行い、当選者番号・補欠者

抽選日時・場 1時30分から七宝公民館研 行います。 所 8月20日火午後 修室で

※出席は任意です。

定員を超えなかった場合

その後、 催します。 8月下旬に申請書を送付します。 9月上旬に登録説明会を開

※登録説明会の詳細は、 のときにお知らせします。 申請書送付

問合先 子育て支援課

444.3173

児童扶養手当 ひとり親家庭に対する手当のご案内

は母もしくは養育している方に支給20歳未満)を監護している父、また されます。 の児童(一定の障がいがあるときは 18歳到達年度の3月3日まで) 次の要件に当てはまる18歳以

2分の1に減額されることがあり 方で未就労などの場合に、 なお、 受給から5年を経過した 、支給額が

支給要件

②父、または母が死亡した児童 ③父、または母が重度の障がいにあ ①父母が婚姻を解消した児童 る児童

④父、または母から引き続 以上遺棄されている児 き1 年

⑤父、または母が引き続き1 上拘禁されている児童 年以

⑥父、または母が裁判所からの

⑦婚姻しないで生まれた児童 ⑧父、または母の生死が不明である 保護命令を受けた児童 D V

非該当要件

※公的年金を受給している場合や児 があります。 方でも、支給対象とならないこと る場合等、支給要件に当てはまる 童が児童入所施設等に入所してい

※2人目の児童に対しては、 手当月額(児童1人の場合) 3人目以降の児童に対しては、 10, 140円~5, 070円が、 42, 910円~10, の所得により決定します)。 1人につき6, 40円が加算されます(受給者 080円~3, 1 2 0 円

> の児童を監護、 給されます。 (18歳到達年度の3月31日まで) 次の要件に当てはまる18歳以下 養育している方に支

支給要件

①児童扶養手当の支給要件①~⑦に

② 父 明である児童 または母が1 年以上行方不

※児童扶養手当の非該当要件に同じ

手当月額(児童1人の場合) 愛知県遺児手当 4, 350円

後は半額) (支給期間は5年間、 3 年 経 過

※児童扶養手当、遺児手当ともに所 び扶養義務者の所得により、 あま市遺児手当 停止となることがあります。 得制限がありますので、受給者及 (支給期間は5年間) 2, 000円

444.3173



遺児手当(愛知県・あま市)